

滋賀県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、全ての人が幸せに生きていく持続可能な滋賀づくりの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) SDGsの普及・実践に関すること。
- (2) 滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信に関すること。
- (3) 防災・減災に関すること。
- (4) 県民の安全・安心および自転車の安全利用等に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (7) 人材育成支援・女性の活躍推進に関すること。
- (8) 環境保全に関すること。
- (9) その他地域の活性化・県民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月15日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事



乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
執行役員 関西第二本部長

